

松戸市農業委員募集要領

1 募集人数

14人

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

松戸市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号)

※秘密保持義務が伴います。(農業委員会法第14条)

4 職務内容

農業委員会の業務とは、農地法等の法令に定められた農地の権利移動や転用にかかる許認可業務及び農地等の利用の最適化の推進に係る活動とされており、法令に定められた審査業務等は農業委員、農地の利用集積など担当区域における現場活動は農地利用最適化推進委員とされていますが、松戸市においては都市近郊農地である特殊事情等を勘案し、議決権を除き農業委員と農地利用最適化推進委員は同様の業務を行うこととします。

【主な業務】

- ・総会(毎月)での審議及び意見決定
- ・審査会(4ヶ月に一回)における現地調査及び意見決定
- ・農地等の利用の最適化の推進
(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進等)
- ・地域における話し合いの場への参加
- ・農地の利用状況調査(年1回、概ね8月から11月)
- ・市長への意見書の提出(概ね3年に一度)

5 連携地区

別紙連携地区表のとおり。

※主に農地利用最適化推進委員と連携して活動していただく地区です。

6 委員報酬

月額52,000円

(地方自治法第203条の2)

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例第4条)

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 何らかの公職(国会議員、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会委員、当該市町村の人事委員会または公平委員会の委員、教育委員等)に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (5) 遊休農地を所有しているなど、農地法(昭和27年法律第229号)の趣旨に反している者
- (6) 市税を滞納している者

8 推薦及び応募に係る手続き

この要領の指定様式に必要な事項を記入し、この項の(3)に規定する添付書類を添えて、持参又は郵送により、松戸市経済振興部農政課までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ・農業者等(個人)が推薦する場合 → 様式第1号
- ・法人又は団体が推薦する場合 → 様式第2号
- ・応募する場合 → 様式第3号

(2) 応募用紙の入手方法

次の窓口に備えてあります。また、松戸市ホームページからもダウンロードできます。

【窓 口】

- ・松戸市経済振興部農政課
(松戸市小根本7番地の8 京葉ガスF松戸第2ビル4階)

【松戸市ホームページ】 <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>

(3) 添付書類

- ・被推薦者(推薦を受ける者)又は応募者(応募する者)の住民票(発行後3か月以内のものであって、本籍地が記載されたものに限る)
 - ・市税に滞納がないことの証明書(農政課の調査に同意しない場合)
- ※その他の添付書類を追加していただく場合があります。

9 受付期間(農業委員会等に関する法律施行規則第7条第2項)

令和7年10月1日(水)から令和7年11月4日(火)まで

- ・窓口を持参される場合は、上記期間内の開庁日の午前9時から午後4時までに提出してください。
- ・郵送による場合は、令和7年11月4日(火)必着です(消印有効ではありません)。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及びお問い合わせ先

【提出先】

〒 271-0073

松戸市小根本 7 番地の8 京葉ガスF松戸第2ビル 4 階
松戸市役所 経済振興部 農政課

【問い合わせ先】

電話 047-366-1111(松戸市役所代表番号)

047-366-7328(農政課直通)

FAX 047-366-1165

メール mcnousei@city.matsudo.chiba.jp

11 選定方法

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」や「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」等の欠格事由該当の有無の調査を行います。
- (2) 提出された書類をもとに松戸市農業委員候補者評価委員が評価し、市長に意見を報告します。
- (3) 候補者に対し、面接等を行う場合があります。

12 選考の考え方

選考は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことのできる者のうちから、以下の要件に留意して書類等により評価を行います。

- (1) 「認定農業者」が過半数を占めること(8人以上)
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し「利害関係を有しない者」が含まれること(1人以上)
- (3) 性別、年齢等のバランスに配慮すること

13 農業委員候補者の選定結果の通知

農業委員候補者の選定結果は、令和8年1月下旬以降に被推薦者及び応募者全員に書面で通知します。

14 その他

推薦・公募状況の公表(農業委員会等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第6条)について、推薦及び公募の期間中(中間及び募集期間終了後)に次の事

項をホームページで公表します。なお、誤字、脱字と認められる場合は修正します。

- (1) 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者(法人又は団体)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者(推薦を受ける者)又は応募者(応募をする者)の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者であるか否か
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者を松戸市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が松戸市農地利用最適化推進委員に応募しているかの別
- (7) その他推薦書又は応募書に記載された内容
- (8) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (9) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月23日から施行する。

別紙

連携地区表

区域名	地区名	区域内の大字名
明・矢切	明	松戸、本町、二十世紀が丘(柿の木町、萩町、美野里町、中松町、丸山町、戸山町、梨元町)上本郷、北松戸、南花島、南花島中町、南花島向町、松戸新田、仲井町、稔台、岩瀬、胡録台、小根本、竹ヶ花、吉井町、根本、樋野口、古ヶ崎、野菊野、緑ヶ丘、栄町、栄町西
	矢切	上矢切、中矢切、下矢切、栗山、三矢小台、小山
東部	東部	紙敷、和名ヶ谷、大橋、秋山、高塚新田、河原塚、田中新田、東松戸
常盤平・五香六実	常盤平	常盤平、常盤平(西窪町、双葉町、柳町、陣屋前)金ヶ作、日暮、千駄堀、栗ヶ沢、八ヶ崎、八ヶ崎緑町、小金原4・5・7・8・9丁目、牧の原、中和倉
	五香六実	五香六実、串崎新田、高柳新田、松飛台、高柳、串崎南町、六高台、六実、五香、五香南、五香西、六高台西
馬橋・小金	馬橋	馬橋、中根、新作、三ヶ月、幸谷、七右衛門新田、主水新田、外河原、中根長津町、西馬橋、旭町、新松戸1・2・3・4・5・7丁目、新松戸南1・2丁目、新松戸東
	小金	小金、小金清志町、小金きよしヶ丘、二ツ木、大谷口幸田、中金杉、平賀、殿平賀、東平賀、久保平賀、根木内、小金上総町、横須賀、二ツ木二葉町、大金平、小金原1・2・3・6丁目、新松戸北、新松戸6丁目、新松戸南3丁目